

季刊

労働おきなわ

2014 Summer

No.126



沖縄県商工労働部労政能力開発課

労働相談窓口

フリーダイヤル
0120-610-223

目次

◆ RelayEssay

沖縄労働局長

谷 直 樹…………… 1

◆ 平成 25 年度沖縄県労働条件等実態調査結果概要… 2

◆ 第 85 回メーデー…………… 5

◆ ワーク・ライフ・バランス企業認証…………… 6

◆ 平成 26 年度沖縄県委託訓練のご案内…………… 8

◆ INFORMATION

・ 就業促進定着手当について…………… 10

・ 育児休業給付金の支給率の引き上げについて…… 12

・ 求職者支援制度について…………… 13

・ 労働保険について…………… 14

・ 平成 26 年度全国安全週間の実施について…… 16

・ 駐留軍等労働者の事前募集について…………… 16

・ ゆいワークについて…………… 17

◆ 労働委員会だより…………… 18

◆ 労働相談…………… 19

◆ 労働経済指標…………… 20



◀表紙の写真

でいご

デイゴはマメ科の落葉高木。インドやマレー半島が原産。日本では沖縄県が北限とされている。春から初夏にかけて咲く赤い花が有名（ただし、毎年満開となるとの保証はないそうである）。沖縄県の県花でもある。



沖縄経済の持続的な成長のために『若者の人材育成を！』

沖縄労働局長 谷 直 樹

皆様こんにちは。昨年7月、現職に着任して1年程経過しましたが、この間、沖縄の青く透明な海、美しい島々、古来伝承の琉球文化・芸能に触れ、また、心の豊かさを大事にする皆様と交流する中で、沖縄の素晴らしさを実感し、いつも心が癒されています。

さて、今年3月に県企画部が公表した「第8回県民意識調査報告書」（暮らしについてのアンケート結果）によれば、国や県・市町村に力を入れて欲しい政策課題として、労働・雇用の政策優先度が一番高くなっています。雇用対策と職業能力の開発に重点的に取り組むことを多くの県民が期待しています。今後、県内の雇用対策を進めるに当たって、何に重点的に取り組むことが大事でしょうか。

最近の県内雇用情勢は、入域観光客数、個人消費支出の増加を背景とする県内経済の回復傾向や、高齢化に伴う医療・福祉関係の旺盛な労働需要の増大等を反映し、完全失業率の低下や有効求人倍率の上昇など改善が続いています。このように雇用情勢は着実に改善していますが、完全失業率、有効求人倍率ともに依然として全国一厳しい状況にあります。雇用の状況をもう少し詳しくみると、若年者の雇用状況は、その完全失業率、非正規労働者の割合が全国一高い水準にあります。高校・大学卒の就職内定率は全国で一番低く、卒業後の無業者の割合も非常に高くなっています。また、ハローワークの求人求職状況は、医療・福祉関連、コールセンター関連、建設関連の職種が人手不足の状況にある中で、一般事務や商品販売の職業に求職者が集まっています。いわゆる「雇用のミスマッチ」が確認できます。県内の賃金水準は、全国平均の4分の3程度と低い水準となっています。

沖縄県が本土復帰して、今年で42年になりますが、この間、4次にわたる沖縄振興開発計画を通じて、「本土との格差是正」、「民間主導の自立型経済の構築」を目指して様々な施策が講じ

られ、その結果、基本的な社会資本が整備されるとともに、各分野において本土との格差も次第に解消するなど成果を挙げてきています。他方、復帰後、人口の増加に伴い、就業者数も大幅に増加し、県民総生産も増加していますが、県民一人当たりの所得は伸びておりません。これは、労働生産性が低下していることが大きな要因の一つと考えています。産業と雇用は車の両輪の関係にあり、産業がないと雇用は生まれませんし、労働者が十分に能力を発揮できなければ産業の発展も望めません。2012年度からは沖縄21世紀ビジョン基本計画がスタートしていますが、その目標を達成するためには、沖縄の経済をけん引することが期待され、沖縄県が重点産業として戦略的な振興策を展開することとしている、観光・リゾート産業、情報通信関連産業等を担う人材の育成が不可欠となります。加えて、上述した若年者の失業率や非正規労働者の割合の高さは、将来の沖縄経済を担う世代に大きな負の影響を及ぼす恐れがあります。職業能力の形成は、若い頃の知識・技能の習得や経験が重要になりますが、初期キャリア形成の時期に失業や無業などにより、キャリア形成ができない状態にあることは、本人のみならず社会にとっても大きなマイナスとなります。沖縄経済の持続的な発展のための次のステップとして、『若者の人材育成による労働生産性の向上』が鍵になると考えています。特に企業現場において人材育成に取り組むことが重要です。

沖縄労働局では、県民各層の関心を喚起し、具体的な行動を促す「みんなでグッジョブ運動（沖縄県産業・雇用拡大運動）」と連携して様々な施策を推進してまいります。景気が回復されつつある今だからこそ、中長期の視点をもった雇用対策に着目することが必要と考えています。今後とも、皆様のご意見を聞き、力を合わせて県民運動を展開していきたいと思っております。

平成 25 年度沖縄県労働条件等実態調査結果概要

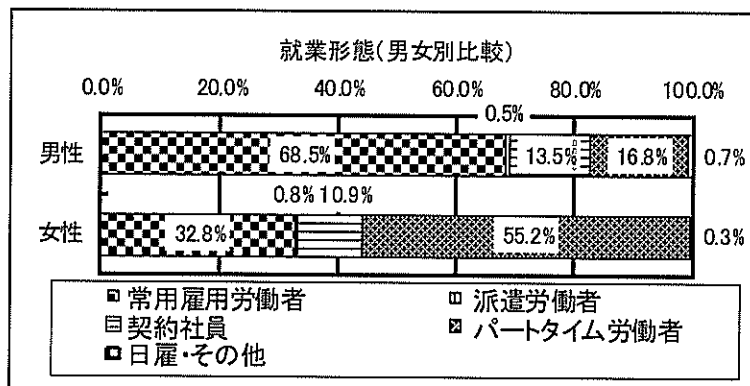
I 調査概要

- 調査時点 平成 25 年 7 月 31 日現在
- 調査対象 県内の従業者規模 5 人以上の民間事業所から、一定の割合で無作為に抽出した 2,000 事業所
- 回答件数 788 事業所（回収率 39.4%）

II 調査結果の一例

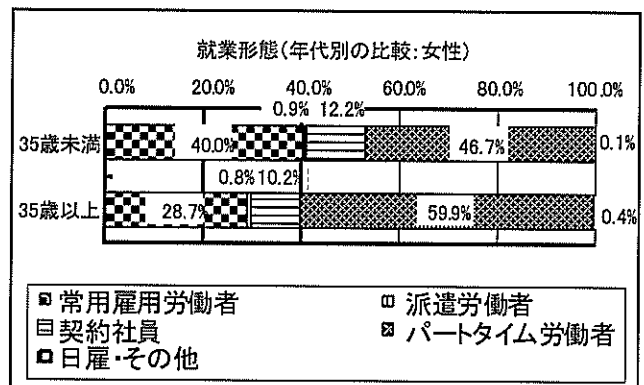
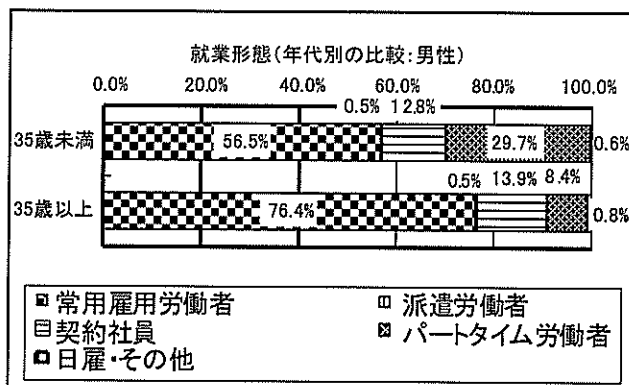
1) 就業形態

男女別で就業形態を見ると、男性は「常用雇用労働者」の割合が最も高く約 7 割を占めているのに対し、女性は約 3 割となっている。また、女性の就業形態で割合が最も高いのはパートタイム労働者で 6 割を占めている。



男性の就業形態を年代別に見ると、35歳未満の労働者は「常用雇用労働者」の割合が 56.5%であるのに対し、35歳以上の労働者は 76.4%と 35歳以上の労働者の割合が高い。

女性の就業形態を年代別に見ると、男性とは逆に 35歳未満の労働者における「常用雇用労働者」の割合 40.0%に対し、35歳以上の労働者は 28.7%と低くなっており、逆にパートタイム労働者の割合が高くなっている。



2) 常用雇用労働者の初任給額

平成25年度の常用雇用労働者の初任給（月額）は、「大学卒」で162,307円、「短大・専門学校卒」で148,632円、「高校卒」で138,251円である。

初任給額の推移をみると、概ね1,000～3,000円程度の増減がみられ、平成25年度は前年度に比べて「大学卒」は693円減少しているものの、「短大・専門学校卒」は2,052円、「高校卒」は1,086円増加している。

学歴別初任給の推移

単位:円

	大学卒	短大・ 専門学校卒	高校卒
平成17年度	161,137	147,114	138,127
平成18年度	160,174	145,283	136,759
平成19年度	164,335	147,384	139,539
平成20年度	161,057	147,270	138,920
平成21年度	159,674	145,627	136,886
平成22年度	158,052	144,506	133,915
平成23年度	161,693	147,874	137,972
平成24年度	163,000	146,580	137,165
平成25年度	162,307	148,632	138,251

3) 育児休業の取得率

平成25年度の育児休業取得率は、男性が2.8%、女性が91.4%である。取得率の推移を見ると、男性の取得率は前年度に比べ若干低くなっており、女性の取得率も同様に前年度より若干低くなっている。

取得率を事業所規模別で見ると、女性はどの規模の事業所においても概ね9割以上の取得率となっており、男性では「300人以上」の規模の事業所（3.5%）が最も取得率が高い。

業種別にみると女性は、「製造業」を除き、出産者がいるどの業種においても80%以上の取得率となっている。また、平均取得率（91.4%）より低い業種は「建設業」「情報通信業」「卸売業、小売業」「学術研究、専門・技術サービス業」「医療、福祉」の5業種である。

男性の育児休業取得者のいる業種は、「建設業」「製造業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「医療、福祉」「サービス業（他に分類されないもの）」の8業種となっている。

規模別・業種別出産者数(配偶者を含む)、取得率及び退職者数

単位:人、%

規模別	出産者数		取得者数		取得率		退職者数	
	男性 (配偶者)	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
10人未満	46	57	1	53	2.2%	93.0%	0	6
10～29人	258	476	5	445	1.9%	93.5%	1	34
30～99人	91	94	3	86	3.3%	91.5%	0	12
100～299人	219	145	6	134	2.7%	92.4%	0	9
300人以上	372	725	13	650	3.5%	89.7%	0	111
計	986	1,498	28	1,368	2.8%	91.3%	1	172
業種別	出産者数		取得者数		取得率		退職者数	
	男性 (配偶者)	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0	0	0	0.0%	-	0	0
建設業	60	16	2	13	3.3%	81.3%	0	0
製造業	59	13	4	12	6.8%	92.3%	0	1
電気・ガス・熱供給・水道業	9	0	0	0	0.0%	-	0	0
情報通信業	46	17	4	14	8.7%	82.4%	0	5
運輸業、郵便業	35	30	4	29	11.4%	96.7%	0	2
卸売業、小売業	142	412	0	364	0.0%	88.3%	0	112
金融業、保険業	251	347	0	347	0.0%	100.0%	0	1
不動産業、物品賃貸業	16	4	0	4	0.0%	100.0%	0	1
学術研究、専門・技術サービス業	16	8	1	7	6.3%	87.5%	0	0
宿泊業、飲食サービス業	18	15	0	14	0.0%	93.3%	0	2
生活関連サービス業、娯楽業	39	27	1	27	2.6%	100.0%	0	7
教育、学習支援業	5	4	0	4	0.0%	100.0%	0	0
医療、福祉	221	440	10	382	4.5%	86.8%	1	26
複合サービス業	2	1	0	1	0.0%	100.0%	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	63	163	2	150	3.2%	92.0%	0	15
計	986	1,497	28	1,368	2.8%	91.4%	1	172

4) パートタイム労働者の仕事の内容

パートタイム労働者の主な仕事の内容は、「パートタイム労働者が主体の単純労働、正社員の補助的な仕事」と回答している事業所が56.2%で最も多く、次いで「正社員とほぼ同じ職務の仕事」21.9%、「専門的な知識・技能を要する仕事」13.5%の順となっている。

人数ベース（21,204人）で見ると、「パートタイム労働者が主体の単純労働、正社員の補助的な仕事」が53.1%、「専門的な知識・技能を要する仕事」42.0%、「正社員とほぼ同じ職務の仕事」3.7%とパートタイム労働者の5割は正社員の補助的な仕事に従事している。

パートタイム労働者の主な仕事

単位：事業所、人、%

	事業所数	構成比	人数	構成比
正社員とほぼ同じ職務の仕事	112	21.9%	774	3.7%
パートタイム労働者が主体の単純労働、正社員の補助的な仕事	287	56.2%	11,260	53.1%
専門的な知識・技能を要する仕事	69	13.5%	8,911	42.0%
その他	38	7.4%	259	1.2%
無回答	5	1.0%	0	0.0%
合計	511	100.0%	21,204	100.0%

5) 正社員への切替え制度

パートタイム労働者の正社員への切り替え制度については、「制度としてはないが、条件によってはある」が51.7%で最も多く、次いで「正社員に切り替えることはない」23.3%、「制度としてある」22.9%の順となっている。「制度としてある」と回答した事業所の割合は、前年度（23.0%）とほぼ同程度である。

正社員への切り替え制度の有無

単位：事業所、%

	事業所数	構成比
制度としてある	117	22.9% (23.0%)
制度としてはないが、条件によってはある	264	51.7% (53.0%)
正社員に切り替えることはない	119	23.3% (20.8%)
無回答	11	2.2% (3.1%)
合計	511	100.0%

()内は平成24年度

第85回メーデー開催

労働者の祭典であるメーデーは、今年で85回を迎え、平成26年4月26日（土）から5月1日（木）にかけて、県内7会場で約2,300人（主催者発表）が参加して開催されました。

連合沖縄のメーデーは、5月1日の中央式典を含む5会場で行われ、県庁前広場で開かれた中央式典には、約800人が参加し、連合系全体では、1,750人の参加となりました。

中央式典では、労働者保護ルールの改悪に反対し働く人に報いる社会の実現、雇用の劣化や職場の荒廃、格差の拡大に歯止めをかけ、「働くことを軸とする安心社会」を実現することを求めるメーデー宣言が採択され、労働者保護ルールの改悪に反対し格差社会の進行にストップをかけることについての特別決議を採択しました。式典後は、国際通りでデモ行進が行われました。

北部地区及び八重山地区は5月1日、久米島地区は4月28日、宮古地区は4月26日に開催されました。久米島地区では、登武那覇太鼓ジュニアによる太鼓演舞や現代版組踊など、宮古地区では、北中学校吹奏楽部による演奏や組合旗パフォーマンスなどの余興が催されました。

沖縄県労連では、メーデー沖縄県集会を5月1日に那覇市与儀公園で開催し、約350人が参加しました。集会では、辺野古移設と高江ヘリパッドの建設及び与那国への自衛隊配備反対、消費税増税・TPP参加反対、労働法制の改悪反対などを求めるメーデー宣言を採択しました。集会后は、会場から県庁前までデモ行進も行われました。

連合沖縄中央式典も沖縄県労連も、雨の中での集会となり、労働政策改悪反対を訴えました。



(連合沖縄中央式典)



(県労連メーデー集会)

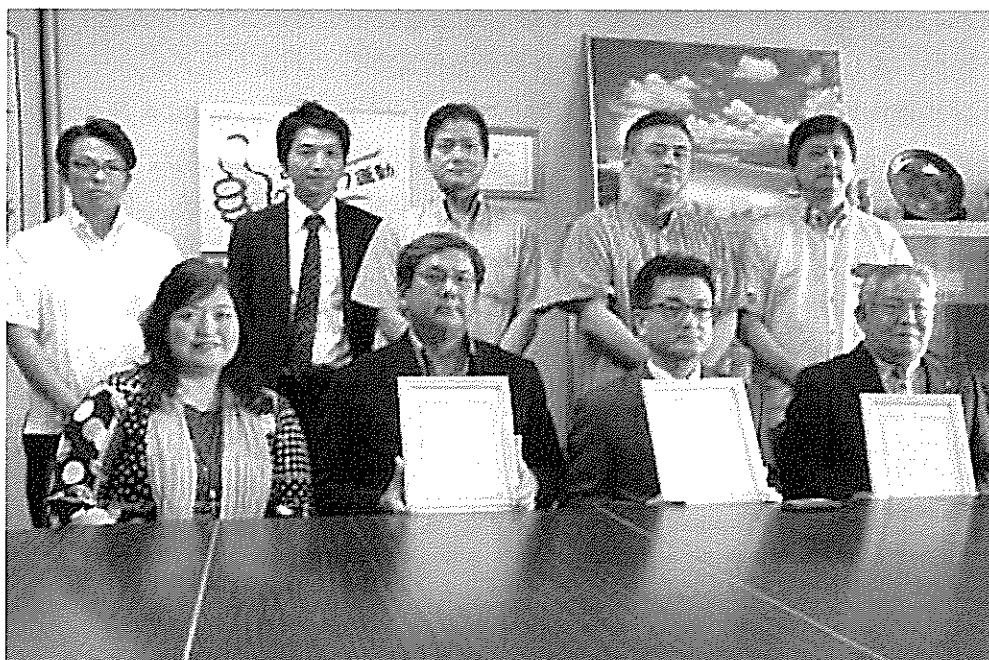
全港湾のメーデーは、5月1日に那覇市内で開催し約200人が参加し、第一部式典、第二部アクションを行いました。メーデー宣言では、「港の平和利用の促進、軍事利用の反対」、「辺野古新基地建設反対」、「平和運動センターと連携し、反基地・平和運動への取り組み」を採択しました。

沖縄県ワーク・ライフ・バランス認証企業のご紹介

県では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について企業の自主的な取組みを促し、労働者福祉の向上を図ることを目的として平成19年10月に「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」を発足しました。

ワーク・ライフ・バランス認証企業に認証されるための要件として、次世代育成支援対策推進法の“一般事業主行動計画の策定・届出”と「仕事と生活の調和に向けた」プラスアルファの取組みが求められます。

今回、新たに3社がワーク・ライフ・バランス認証企業に加わりましたので、それぞれの企業と取組みについて紹介します。



●平成26年4月23日 認証交付式（写真右から）
沖縄コカ・コーラボトリング株式会社
社会医療法人かりゆし会
社会福祉法人真正福祉会

認証第47号 沖縄コカ・コーラボトリング株式会社

【代表取締役社長】 高橋 俊夫

【所在地】 浦添市伊祖五丁目14番1号

【取組内容】

- ・女性従業員の育児休業取得率100%
- ・男性社員の育児休業取得の実績あり
- ・配偶者分娩の際に2日の特別休暇の付与
- ・介護休業は法定の93日を上回る通算365日取得可能
- ・年次有給休暇は半日単位で取得可能
- ・年間36.5時間の範囲で所定労働時間を短縮する短時間勤務制度の創設

【P R】

お客様に満足を提供し、地域社会と共に歩み、働きがいのある会社にするため、経営理念である「ワシタ チム グクル」のもと地元を根ざし県民に親しまれる企業を目指します。

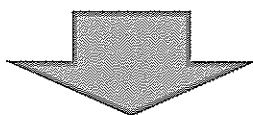
認証第48号 社会福祉法人真正福祉会

- 【理事長】 仲 地 賢
【所在地】 国頭郡本部町字伊野波 438-1
【取組内容】
- ・年休及び看護休暇の時間単位での取得実績あり
 - ・介護休暇の半日単位での取得可能
 - ・リフレッシュ休暇の取得実績あり
 - ・女性社員の育児休業取得率 100%
 - ・育児・介護休業を取得した職員に対する教育訓練の実施が就業規則に明記されている
 - ・ノー残業デーの設定
- 【P R】 児童福祉施設と高齢者福祉施設を併せもつ社会福祉法人として、その最大の特徴を十分に活かしながら、地域の様々な福祉ニーズに応えられる社会福祉法人となるべく、理事長、施設長、職員一同、心を一つにして取組んでいくつもりです。

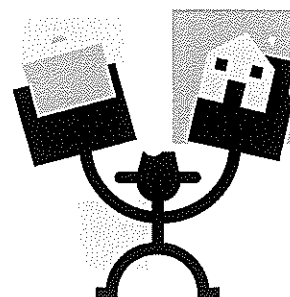
認証第49号 社会医療法人かりゆし会

- 【理事長】 安 里 哲 好
【所在地】 中頭郡中城村字伊集 208 番地
【取組内容】
- ・女性従業員の育児休業取得率 100%
 - ・男性社員の育児休業取得の実績あり（4名）
 - ・年次有給休暇や子どもの看護休暇、介護休暇が時間単位で取得可能
 - ・介護休業は法定の93日を上回る通算365日取得可能
 - ・勤務年数に応じたリフレッシュ休暇や社会活動等に参加するための休暇（裁判員制度へ参加する職員やドナーとなる職員に付与）
 - ・小児デイケアの創設と運営
 - ・ワーク・ライフ・バランス委員会の設置と定期的な開催
- 【P R】 「救急車を断らない」をモットーに365日24時間救急患者を受け入れ、また地域の方々が安心して医療が受けられるよう、「笑顔で親切」を病院の基本方針の一つとし、患者さんご家族に対し感性豊かな心ふれあう看護を心がけています。
職員旅行（2年に1度）、各種サークル等々、互助会活動も盛んに行われています。

ワーク・ライフ・バランス推進に取り組むと、こんなメリットがあります!!



- 1 優秀な人材が確保できます！
- 2 社員のやる気を引き出し、生産性が上がります！
- 3 業務の見直し・効率化が図れます！



平成26年度 沖縄県委託訓練のご案内

県立職業能力開発校では、求職者の早期就職を支援するため、民間の専修学校等に委託して行う公共職業訓練を次のとおり実施しています。

受講申込みを行うには、公共職業安定所（ハローワーク）へ求職登録を行い、知識・技能等を習得して就職することを希望し、受講あつせんを受けることが必要です。

（受講料無料、テキスト代等は自己負担）。

1 一般求職者コース

就職に必要な知識・技能を付与するもので、座学を主とする訓練。

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
9月	ビジネス基礎研修科	株式会社琉球新報開発	25	那覇市	3か月
	IT実践科	沖縄ウエル専門学校	24	那覇市	3か月
	ネットショップ運営者養成科	琉球インタラクティブ株式会社（琉球ウェブカレッジ那覇校）	30	那覇市	6か月
	webプログラミングとwebマーケティング基礎科	学校法人フジ学園専門学校ITカレッジ沖縄	24	那覇市	3か月
	パソコン・簿記入門科	株式会社ワイエムシイ	20	那覇市	3か月
	介護サービス科	有限会社創研	15	宮古島市	3か月
	介護スペシャリスト養成科	株式会社日本教育クリエイト（三幸福社カレッジおもしろまち校）	30	那覇市	3か月
	メディカルスタッフ科	学校法人石川学園大育情報ビジネス専門学校	30	那覇市	3か月
	コミュニケーションデザイン科	専修学校サイ・テク・カレッジ（普天間校）	20	宜野湾市	3か月
	オフィスワークCCスタッフ養成科（一般）	沖縄情報経理専門学校	20	沖縄市	3か月
	介護福祉士実務者研修科	株式会社十雨商事（ウエル・カルチャースクール普天間校）	15	宜野湾市	6か月
	医療事務養成科	海邦電子ビジネス専門学校	20	うるま市	3か月
10月	パソコンスキル基礎科	株式会社建築資料研究社（日建学院沖縄校）	20	那覇市	3か月
	基本から学ぶ簿記・パソコン科	株式会社リレーションシップ	30	那覇市	3か月
	OAビジネス簿記科	那覇尚学院（尚学院国際ビジネスアカデミー）	24	那覇市	3か月
	介護職員初任者研修	公益財団法人介護労働安定センター沖縄支部	28	那覇市	3か月
	総合医療事務科（医科・歯科・歯科助手）	株式会社ニチイ学館（那覇教室）	24	那覇市	3か月
	ITビジネス基礎科（一般）	株式会社アイセック・ジャパン	20	うるま市	3か月
	経理事務科	海邦電子ビジネス専門学校	20	うるま市	6か月
	介護スペシャリスト養成科	株式会社日本教育クリエイト（三幸福社カレッジ沖縄市校）	22	沖縄市	3か月
	基礎から学ぶパソコン・建築CAD科	有限会社ビーンズ（パソコンスクールビーンズ）	15	沖縄市	3か月
	デジタルオフィスワーク科	株式会社ワイズライン（アプロスコンピュータ学院）	20	那覇市	3か月
11月	Webスペシャリスト科	学校法人南星学園サイ・テク・カレッジ那覇	18	那覇市	3か月
	IT活用ウェブ実践科	株式会社ハブクリエイト（石垣校）	14	石垣市	3か月
	OA経理事務科	県知事認可沖縄税務経理学院	20	那覇市	4か月
	総務・経理事務スタッフ科	学校法人石川学園大育情報ビジネス専門学校	22	那覇市	3か月
	FP経理事務科	沖縄情報経理専門学校那覇校	24	那覇市	3か月
	Webデザイン基礎科（一般）	沖縄情報経理専門学校名護校	18	名護市	3か月
	Webクリエイター科（一般）	沖縄情報経理専門学校	20	沖縄市	3か月
	CADオペレーターOA科	専修学校サイ・テク・カレッジ（普天間校）	20	宜野湾市	3か月
12月	ビジネス基礎研修科	株式会社琉球新報開発	24	那覇市	3か月
	Webクリエイター養成科	株式会社ワイズライン（アプロスコンピュータ学院）	20	那覇市	3か月
	IT活用ウェブ実践科	株式会社ハブクリエイト（宮古校）	15	宮古島市	3か月
	簿記IT科	株式会社十雨商事（ウエル・カルチャースクール真地本校）	15	那覇市	3か月
	介護職員初任者研修	公益財団法人介護労働安定センター沖縄支部	25	那覇市	3か月
	基礎から学ぶ経理・FPビジネス科	株式会社東京リーガルマインド	22	那覇市	3か月
	オフィス事務科	株式会社マレア・クリエイト	20	宜野湾市	3か月
	ビジネスワーク科	海邦電子ビジネス専門学校	20	うるま市	3か月
	オフィスワーク事務科（一般）	沖縄情報経理専門学校	20	沖縄市	3か月
	流通ビジネスキャリア科	株式会社フロムサーティ	14	沖縄市	4か月
1月	医療事務科	有限会社エム・アイ・ジェイシステム（MIIワーキングスクール沖縄校）	21	沖縄市	3か月
	Webクリエイター科	沖縄ウエル専門学校	24	那覇市	3か月
	OA経理販売科	エイティエス株式会社（ATS育成アカデミー那覇校）	26	那覇市	3か月
	簿記会計マスター科	株式会社建築資料研究社（日建学院沖縄校）	24	那覇市	3か月
	医療事務・医師事務作業補助科	株式会社ニチイ学館（那覇教室）	24	那覇市	3か月
	OAビジネス簿記科	那覇尚学院（沖縄尚学院）	20	沖縄市	3か月
	IT販売士養成科	海邦電子ビジネス専門学校	20	うるま市	3か月
介護スペシャリスト養成科	株式会社日本教育クリエイト（三幸福社カレッジ沖縄市校）	28	沖縄市	3か月	

2 デュアルシステムコース

訓練導入講習、座学、企業実習の組み合わせによる訓練。

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
10月	旅行・観光ビジネス科	専門学校国際コミュニティカレッジ	15	那覇市	4か月
12月	介護職員養成科	株式会社ニチイ学館（沖縄教室）	20	沖縄市	4か月

3 母子家庭の母等コース

長期失業状態にある母子家庭の母や父子家庭の父等を対象とした準備講習付きの訓練。

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
9月	介護サービス・美容介護科	公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会	20	那覇市	3か月
	オフィス事務科	株式会社マレア・クリエイト	15	宜野湾市	3か月
10月	OA経理販売科	エイティエス株式会社（ATS育成アカデミー那覇校）	20	那覇市	3か月

4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

障害をお持ちの方を対象とした、障害者の態様に応じた多様な訓練。

開講月	訓練科名	実施機関名	定員	実施地域	訓練期間
9月	Office ビジネス科	(有) Commit	6	那覇市	3か月
	地域農業実践科（デュアル）	NPO法人 池田ふれあいガーデン	5	西原町	4か月
10月	しごと準備講座	社会福祉法人 みやこ福祉会	4	宮古島市	3か月
	地域農業従事者訓練科	NPO法人 ていだ与勝	9	うるま市	3か月
12月	パソコンビジネス科	(株) ワイエムシイ	6	那覇市	3か月
	一般事務・経理基礎科（実践）	NPO法人 ゆいまーる	2	宜野湾市	3か月
1月	ITビジネス科	(株) チャスキ（コミュニティプラザぎのわん）	10	宜野湾市	3か月
	聴覚障害者向けITビジネス基礎科	(株) アイセック・ジャパン	10	うるま市	3か月

- 定員に満たない場合は、開講しないことがあります。
- 訓練期間、定員等、記載されている内容に変更が生じることがあります。
- カリキュラム等の詳細については、各訓練実施先へお問い合わせください。

各訓練コースの詳細、応募資格、申込方法等の詳細については、沖縄県労働政策課のホームページ（<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/kaihatsu/itakukunnrenn.html>）をご覧ください。

〔問い合わせ先〕

浦添職業能力開発校（南部・離島地区）	具志川職業能力開発校（中・北部地区）
〒901-2113 浦添市大平 531 番地 TEL：(098)878-5627・879-2560 URL： http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/s-hokuno-urse/	〒904-2241 うるま市兼箇段 1945 番地 TEL：(098)973-5954・973-6680 URL： http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/s-hokuno-gskw/

再就職手当を受給した皆さんへ

再就職後の賃金が、離職前の賃金より低い場合には 「就業促進定着手当」が受けられます

「就業促進定着手当」とは、再就職手当の支給を受けた方で、再就職先に6か月以上雇用され、再就職先での6か月間の賃金が、離職前の賃金よりも低い場合に、基本手当の支給残日数の40%を上限として、低下した賃金の6か月分を支給するものです。

支給対象者

平成26年4月1日以降の再就職で、次の要件をすべて満たしている方

- ① 再就職手当の支給を受けていること
- ② 再就職の日から、同じ事業主に6か月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること
(起業により再就職手当を受給した場合には、「就業促進定着手当」は受けられません)
- ③ 所定の算出方法による再就職後6か月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

支給額

支給額は、次の式で計算します。

$$\left(\text{離職前の賃金日額}^{\ast 1} - \text{再就職後6か月間の賃金の1日分の額}^{\ast} \right) \times \text{再就職後6か月間の賃金の支払基礎となった日数}^{\ast 2}$$

※1 原則として、受給資格者証の1面14欄の額となります。ただし、賃金日額の上限額を超える場合は上限額、下限額より低い場合は下限額となります。

離職前賃金日額の上限額と下限額（毎年8月1日に改訂します。）

・上限額	
離職時の年齢が30歳未満の方	12,810円
離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方	14,230円
離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方	15,660円
離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方	14,940円
・下限額	
全年齢共通	2,310円

※2 原則、月給制の場合は暦日数（30日、31日など）、日給月給の場合はその基礎となる日数、日給制・時給制の場合は労働の日数

★再就職後6か月間の賃金の1日分の額の算出方法は11ページをご覧ください。

◆支給額には上限があります。

$$\text{上限額} = \text{基本手当日額}^{\ast 3} \times \text{支給残日数} \times 40\%$$

※3 基本手当日額の上限額（再就職手当と同額）

- ・離職時の年齢が60歳未満の方 5,840円
 - ・離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方 4,729円
- （基本手当の上限額は、毎年8月1日に改訂します）

就業促進定着手当の支給後に、離職し失業状態になった場合は、再就職手当と就業促進定着手当を除く残日数分の基本手当を受給できる場合があります。12か月（解雇・倒産などによる退職の場合は6か月）以上働いた後は、新たに雇用保険の受給資格が生じますので、その受給資格で基本手当の給付を受けることとなります。詳しくは、ハローワークにご相談ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL260401保04

申請手続

「就業促進定着手当」の支給申請書を再就職からおおむね5か月後にハローワークから郵送しますので、期限までに必要書類を添えて申請手続を行ってください。再就職から6か月前でも支給申請書が届かない場合は、ハローワークにお問い合わせください。

※支給申請書は再就職手当の支給申請書に書かれていた住所に郵送しますので、再就職手当の支給申請後に住所変更している場合は、必ず、郵便局に転居届を出してください。

[申請期間]

再就職した日から6か月経過した日の翌日から2か月間

※ 特別な事情があると認められない限り、期限を過ぎての申請は受け付けませんので、ご注意ください。

[申請先]

再就職手当の支給申請を行ったハローワーク（郵送での申請も可）

[申請書類]

- ① 就業促進定着手当支給申請書
 - ② 雇用保険受給資格者証
 - ③ 就職日から6か月間（※）の出勤簿の写し（事業主から原本証明を受けたもの）
 - ④ 就職日から6か月間（※）の給与明細又は賃金台帳の写し（事業主から原本証明を受けたもの）
- （※）就職日が賃金締切日の翌日ではない場合、就職後最初の賃金締切日後の6か月分

★「再就職後6か月間の賃金の1日分の額」の算出方法

[月給の場合]

再就職後6か月間の賃金^{※1}の合計額 ÷ 180

[日給・時給の場合]

次の(a)(b)のうち、どちらか金額の高い方

(a) 再就職後6か月間の賃金^{※1}の合計額 ÷ 180

(b) (再就職後6か月間の賃金^{※1}の合計額 ÷ 賃金支払いの基礎となった日数) × 70%

※1 就職日が賃金締切日の翌日ではない場合、就職後最初の賃金締切日後の6か月分の賃金の合計（税金や雇用保険料などが控除される前の総支給額）。通勤手当や皆勤手当などのほか、事務手続きのために期間ごとにまとめて支払う通勤手当などを含みます。ただし、夏冬の賞与など3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含みません。

※2 「再就職後6か月間の賃金の1日分の額」が、離職前の賃金日額の上限額を超える場合は上限額、下限額より低い場合は下限額となります。（上限額と下限額については10ページをご覧ください。）

●手続方法など不明な点は、お気軽にハローワーク（公共職業安定所）の給付窓口にお尋ねください。

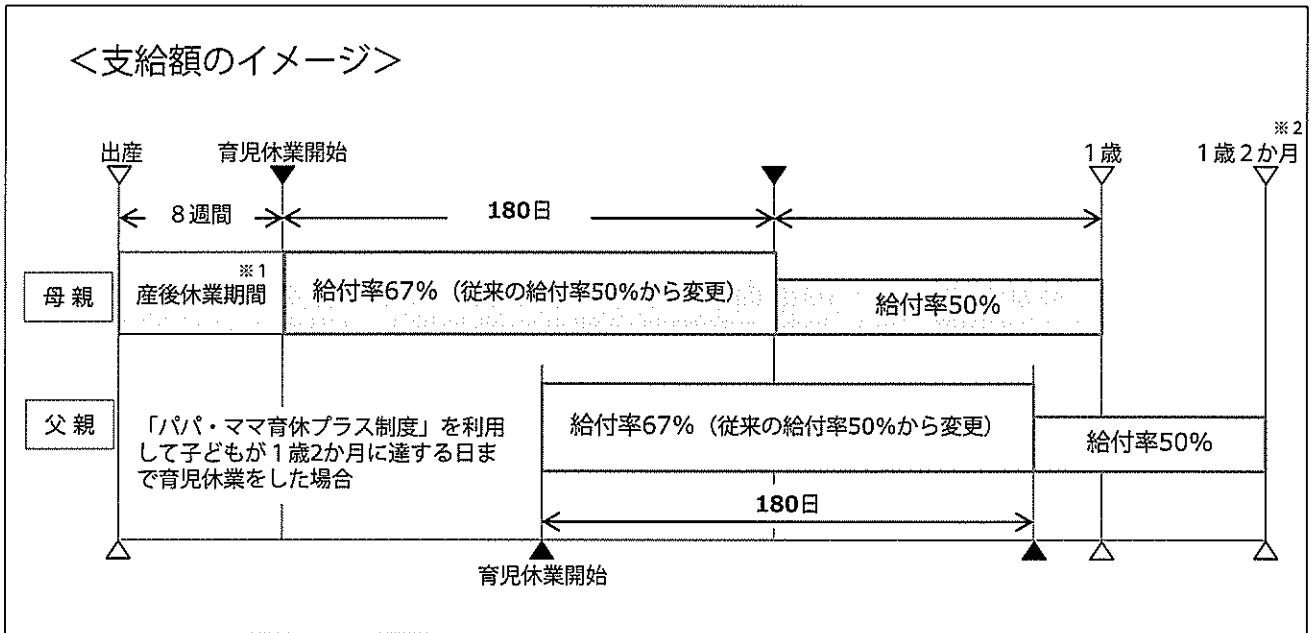
育児休業を取得予定の方へ・育児休業給付金を申請予定の事業主の方へ

平成26年4月1日以降に開始する育児休業から 育児休業給付金の支給率を引き上げます

支給率が変わります

育児休業給付金は、平成26年4月1日以降に開始する育児休業※からは、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%となります。（これまでは全期間について50%）

※平成26年3月31日までに開始された育児休業は、これまでどおり育児休業の全期間について休業開始前の賃金の50%が支給されます。



育児休業開始から180日目までは休業開始前の賃金の67%を支給し、181日目からは、従来通り休業開始前の賃金の50%を支給します。

- ※1 母親の産後休業（出産日の翌日から8週間）は育児休業給付金の支給対象となる育児休業の期間に含まれません。
- ※2 母親とともに父親も休業する場合（「パパ・ママ育休プラス制度」利用時）、後から育児休業を開始する方は子どもが1歳2か月に達する日の前日までの育児休業に対して、最大1年まで支給します。

支給額には上限額、下限額などがあります

支給の対象期間中に賃金の支払がある場合、支払われたその賃金の額が休業開始時の賃金日額に支給日数をかけた額に対し、13%を超えるときは支給額が減額され、80%以上のときは給付金は支給されません。

また、育児休業給付金には上限額と下限額があります。支給率が67%のときの支給単位期間1か月分としての上限額は286,023円、下限額は46,431円です。（支給率が50%のときの支給単位期間1か月分としての上限額は213,450円、下限額は34,650円です。）

※この金額は平成26年7月31日までの額です



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL260401保03

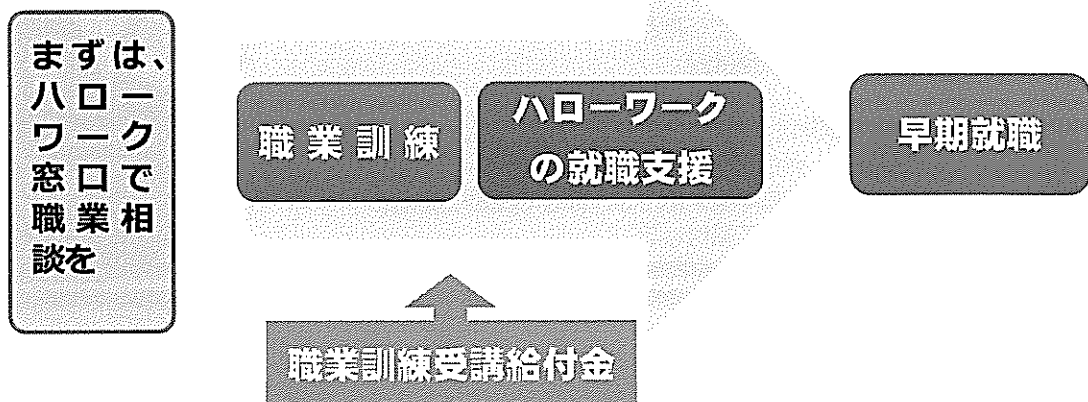
雇用保険を受給できない求職者の皆さまへ

求職者支援制度 があります!

訓練受講で
つながる就職

ご存知ですか。求職者支援訓練は、雇用保険を受給できない方等を対象としたスキルアップを通じた早期再就職を実現するための公的職業訓練として国が支援する訓練です。

「未経験の仕事に挑戦したい」「資格を取って就職につなげたい」・・・など 就職に必要な技能・知識を身につけていただけます。



支援内容

- ① 再就職に必要なスキルを身に付けるための職業訓練を受講できます。
- ② 訓練期間中も訓練終了後も、ハローワークが積極的に就職支援します。
- ③ 一定要件を満たす方に、訓練期間中、月10万円の「職業訓練受講給付金」を支給します。

厚生労働省ホームページの求職者支援制度ページもご覧ください。

求職者支援制度のご案内

検索

ハローワーク窓口への相談は、
お早めに!

事業主のみなさまへ ～ 労働保険の成立手続はお済みですか ～

労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険をまとめた「総称」で、法人・個人に関わらず、パートやアルバイトでも労働者を一人でも雇用する事業主は、労働保険に加入する必要があります。

** 労 災 保 険 **

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行う為の保険制度です。

- 通勤時・勤務中にケガをしたとき
《療養(補償)・休業(補償)給付》
(実際例)
*労働者が出勤途中交通事故にあい負傷したが、相手の車は無保険であった。
労災保険は、負傷した労働者に療養給付及び休業給付を行った。
- 傷病が治癒したが、身体に障害が残ったとき
《障害(補償)給付》
(実際例)
*労働者が業務途中、工場内の機械に指を挟まれ切断した。治癒後、労災保険は障害補償給付を行った。
- 業務・通勤時の事故により死亡したとき
《遺族(補償)・葬祭給付》
(実際例)
*労働者が業務中、屋根から転落して死亡した。
労災保険は、死亡労働者と生計維持関係のあった遺族に対して遺族補償年金を給付し、併せて葬儀に要した費用を葬祭料として給付した。



** 雇 用 保 険 **

労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行う為の保険制度です。
新たに労働者を雇入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業者を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格届」の提出が必要です。

労働者の方には

- 労働者が失業したとき《生活の安定を図る為の失業給付金・再就職手当、職業訓練手当等》
- 60～65歳未満の継続雇用されている方で、60歳到達時点に比べて賃金が一定割合低下したとき《高齢雇用継続給付金を支給》
- 育児・介護に専念するため一定期間休業を取得したとき
《育児休業給付・介護休業給付金を支給》
- 対象の教育訓練を受講した場合その一部の費用を支給。《教育訓練給付金》

事業主の方には

- *事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を雇用する場合。
《地域雇用開発助成金》
- *高齢者・障害者等の就職困難者を雇用する場合。
《特定求職者雇用開発助成金》
- *すぐに常用雇用するには不安があるので試行的に雇用する場合。
《トライアル雇用》



★ 労働保険手続については、労働保険事務組合に委託する制度もあります。

加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が故意又は重大な過失により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)

② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続について労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

事業主が故意に手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となつてから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合

事業主が重大な過失により手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に労働災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%

◇事業主が故意又は重過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、労災保険給付額30%が事業主から徴収されます。

●詳しいご説明はこちらをご覧ください。

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/dajjin/hoken/980916_1.htm

加入手続は、各管轄の労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)で行っております。

<p>●那覇労働基準監督署 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2階) TEL 098-868-3344</p>	<p>●那覇公共職業安定所 〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 (沖縄労働総合庁舎1~3階) TEL 098-866-8609</p>
<p>●沖縄労働基準監督署 〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎3階) TEL 098-982-1263</p>	<p>●沖縄公共職業安定所 〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1 (沖縄労働総合庁舎1~2階) TEL 098-939-3200</p>
<p>●名護労働基準監督署 〒905-0011 名護市宇宮里452-3 (名護地方合同庁舎1階) TEL 0980-52-2691</p>	<p>●名護公共職業安定所 〒905-0021 名護市東江4-3-12 TEL 0980-52-2810</p>
<p>●宮古労働基準監督署 〒906-0013 宮古島市平良字下里1016 (平良地方合同庁舎1階) TEL 0980-72-2303</p>	<p>●宮古公共職業安定所 〒906-0013 宮古島市平良字下里1020 TEL 0980-72-3329</p>
<p>●八重山労働基準監督署 〒907-0004 石垣市宇登野城55-4 (石垣地方合同庁舎2階) TEL 0980-82-2344</p>	<p>●八重山公共職業安定所 〒907-0004 石垣市宇登野城55-4 (石垣地方合同庁舎1階) TEL 0980-82-2327</p>

お問い合わせ先

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎3階)

沖縄労働局総務部 労働保険徴収室 (098-868-4038)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

平成26年度全国安全週間の実施について

厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、平成26年6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを安全週間として実施します。

◆スローガン◆

みんなでつなぎ 高まる意識 達成しようゼロ災害

◆主唱者◆

厚生労働省、中央労働災害防止協会

駐留軍等労働者の事前募集（応募登録）について 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 沖縄支部

1 応募資格

沖縄県在住の満18歳以上の方

2 応募受付期間

- ・インターネット：24時間受付中（スマートフォン対応可能）
- ・窓口応募：受付中

午前9時から午後5時30分

（但し土曜・日曜、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）

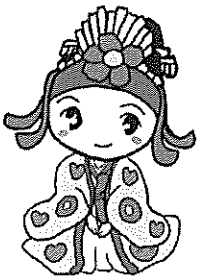
3 応募方法

インターネット又は窓口のいずれか1回の応募で有効

- ・インターネット：エルモのホームページ <http://www.lmo.go.jp> を開き
【求人情報】の【沖縄県における事前募集】をご覧ください。
（スマートフォンはインターネット応募と同様）
- ・窓口応募：指定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、お申し込み下さい。

4 窓口応募受付場所及び問合せ先

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）沖縄支部 管理課
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058番地1 TEL098-921-5532



勤労者の労働意欲の向上、人材確保のために
福利厚生制度の導入を検討してみませんか

ゆいワーク

公益財団法人 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター

個人経営や小さな会社でも
企業並みの福利厚生を
可能にしました！！

月々ひとり1,000円のご負担で 多様なサービスが受けられます。

会員（従業員）にとって入会のメリットは・・・

- お祝金やお見舞金を受け取ることができます。
- 健康診断・人間ドック受診補助が受けられます。
- コンサート・イベント等チケットが通常料金よりお安く購入できます。
- イベント等にお気軽に参加できます。
- 会報でお得情報を定期的に受け取れます。

「加入してよかった」という会員のお声：

- 事業主も同じサービスが受けられるのがいい
- 職場で同僚とのコミュニケーションが増えた
- 定期的に情報が届くので役に立っている
- 家族と楽しく過ごす時間が増えた
- 人間ドックを受診するようになった

企業（事業主）にとって入会のメリットは・・・

- 事業所単独では難しい福利厚生制度を簡単に導入でき、企画や手配等の手間も軽減できます。
- 税制面でお得！事業主が負担した会費は損金または必要経費として計上できます。
- 定期健診の補助を受けることも可能です。
- 共済会・互助会のアウトソーシングにもお得です。

地域密着型のサービス！ 日頃からいろいろ使えて便利！

- ①健康管理事業で事業主・従業員の健康診断・人間ドック受診への助成
- ②家族や仲間と過ごす時間を充実させるため、バスツアーやコンサート等チケットを斡旋販売
- ③結婚・出産・勤続等のお祝金や傷病休業見舞金など約30種類の共済給付金事業
- ④九州地区の勤労者福祉サービスや全福センターと提携した事業(宿泊施設割引、物品販売他)

サービス対象地域（2014年現在）

・沖縄市 ・北谷町 ・うるま市 ・北中城村 ・中城村

加入できる方 ◆サービス対象地域内で働いている方または事業主。

◆サービス対象地域に在住し、他市町村で働いている方。

ただし、週20時間以下の勤務、退職・離職予定の方、短期契約の方等、一部加入できない場合があります。

資料のご請求・お問い合わせは

会員随時募集中！！

ゆいワーク

☎098-929-4001

(公財) 沖縄中部勤労者福祉サービスセンター
〒904-0014 沖縄市仲宗根町35番8号

<http://www.yuiwaku-oki.jp>

ゆいワーク

検索



あっせん員候補者について

今回は、「あっせん員候補者」についてご紹介します。

労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起こり、労使間の話し合いで解決できない場合に、沖縄県労働委員会では、労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図るための「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、「あっせん員候補者」の中から当委員会会長が指名した「あっせん員」が行います。当委員会では、原則として三者構成（公益・労働者・使用者委員各1人）により、あっせんを行います。

あっせん員候補者とは、学識経験を持つなど、労働争議の解決に大きな役割を果たすことが期待できる者で、当労働委員会では、現職の委員や事務局長等の中から、当委員会の総会の議決を経て委嘱しています。

また、事務局では「あっせん員候補者名簿」を常時備え付け、利用者の便宜を図るとともに、名簿の記載事項に変更があった場合は、随時訂正しております。

あっせん員候補者名簿（平成26年5月9日現在）

区分	氏名	現職	経歴(前歴)	委嘱年月日
公益委員	藤田 広美	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成25年12月15日
	春田 吉備彦	沖縄大学法経学部教授	沖縄大学法経学部助教授	平成25年12月15日
	宮尾 尚子	弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成25年12月15日
	照屋 兼一	弁護士	弁護士	平成25年12月15日
	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部准教授	沖縄国際大学法学部講師	平成25年12月15日
労働者委員	高良 恵一	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	平成25年12月15日
	益田原 辰彦	沖縄電力関連産業労働組合総連合会長	沖縄電力関連産業労働組合総連合事務局長	平成25年12月15日
	砂川 安弘	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会議長	情報産業労働組合連合会沖縄県協議会幹事	平成25年12月15日
	仲村 信正	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部特別執行委員	日本労働組合総連合会沖縄県連合会会長	平成25年12月15日
	山本 隆司	沖縄県教職員組合中央執行委員長	沖縄県教職員組合中央執行副委員長	平成25年12月15日
使用者委員	山城 勝	一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会事務局次長	平成25年12月15日
	石川 眞一	株式会社琉球銀行常務取締役	株式会社琉球銀行取締役人事部長	平成25年12月15日
	山城 博美	琉球海運株式会社代表取締役社長	琉球海運株式会社代表取締役専務	平成25年12月15日
	上江洲 智一	久米島製糖株式会社代表取締役社長	久米島製糖株式会社専務取締役	平成25年12月15日
	宮城 諤	沖縄ガス株式会社代表取締役社長	沖縄ガス株式会社常務取締役	平成25年12月15日
事務局	真栄城 香代子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県出納事務局会計管理者	平成25年4月11日
	新垣 盛勝	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県文化環境部文化振興課長	平成23年4月14日
	幸地 稔	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県人事委員会副参事	平成25年4月11日

☆☆事務局から一言☆☆

労働委員会の手続きは無料です。あっせんの申請・手続きに関する事等は、どうぞお気軽にご相談ください。「あっせん員候補者名簿」は、ホームページでもご覧いただけます。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
 TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
 ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
 Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

残業手当の定額払

〈相談内容〉

残業手当を定額払にすることはできますか。

当社は、店長以下数人の店舗5か所で生活雑貨を販売しています。出退勤はタイムカードではなく出勤簿で管理しているため、残業時間は店長が管理しています。給与は本店で一括して計算していますが、残業手当は、残業時間を積み上げて計算するのではなく、店長には3万円、主任には2万円、一般従業員には1万円の定額で支払っています。

しかし、実際の残業時間は月によって異なり、一部の従業員から不満が出ています。

このように定額で残業手当を支払うことに問題はありますか。

〈相談回答〉

ポイント

残業手当を定額で支払うこと自体が必ずしも違法というわけではありませんが、実際の残業時間が定額残業手当に対応する時間を超えた場合には、その超えた時間分の割増賃金を別途支払う必要があります。

したがって、実際に残業した時間を無視して定額で済ませている場合は、支払うべき残業手当との差額については、賃金不払として法違反（労働基準法第24条及び第37条違反）となります。

☆残業手当の定額払

原則として1週40時間・1日8時間を超えて労働させた場合、深夜に労働させた場合にはそれぞれ2割5分の、また、週1日又は4週4日の休日に労働させた場合には3割5分の割増賃金を、それぞれの時間数に応じて支払わなければなりません（同法第37条）。

ただし、割増賃金はその時間数に対応して計算されたものより多く支払うことや、労働基準法が定める計算方法より多く支払うことには問題がありませんので、割増賃金を計算する手間を省くとともに、労働条件を改善するとの見地から、それを上回る、あるいは下回らない形で定額払とすることは可能です。

しかし、中には、残業手当の「足切り」の形で定額制を採用している会社も見られます。このため、実際の残業時間が定額制に対応した時間を超えた場合には、差額を支払うことを制度的にも実務面でも担保しておかないと、過去に遡って高額な残業手当の差額の支払を求められることがありますので、注意が必要です。

また、このため、毎日の労働時間数の把握は、適正に行う必要があります。

なお、この労働時間数の把握に関しては、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月6日基発第339号）が公表されています。

☆定額払の必須条件

残業手当を定額払とするために最低限必要な条件として裁判例では、次のような点を挙げているものがあります（「関西ソニー販売事件」昭和63年10月26日大阪地裁判決）。

①定額払であっても、毎日の労働時間数は把握しておかなければならないこと。把握した時間外労働時間数等が定額残業手当に見合う時間数を超えた場合には、超えた時間数分の時間外割増賃金を追加して支払う必要があること。

②定額残業手当に見合う時間数を超えなかった場合にも、全額（定額）を支払うこと。

なお、ご相談のような役職によって段階的に設定されている残業手当が、実際の残業代の多寡とは全く関係なく設定されている場合は、名目だけの残業手当で役職手当ではないかとの疑念を持たれることも考えられます。

よって、トラブルを防止するためにも、賃金規程を整備して残業手当であることを明記することが大切です。

沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 (沖縄県)	完全失業率 (沖縄県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H22=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
平成14年	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
15年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	100.3	101.0
16年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.0	100.7
17年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.1	100.7
18年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	99.3	100.4
19年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.1	100.7
20年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	99.5	100.7
21年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	101.6	102.1
22年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	100.8	100.7
23年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	100.0	100.0
24年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	99.9	99.7
25年3月	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	99.6	99.7
4月	32,098	269,577	13,377	117,058	39	5.8	34,572	18,367	0.53	3,046	99.3	99.4
5月	32,720	275,719	13,276	119,112	50	7.4	35,704	17,600	0.49	2,978	99.7	99.7
6月	32,736	275,980	13,423	120,427	44	6.5	35,387	17,312	0.49	2,306	99.8	99.8
7月	32,745	275,373	13,548	122,754	33	4.9	33,804	16,279	0.48	2,085	99.6	99.8
8月	32,701	273,817	13,633	122,806	42	6.1	33,330	17,265	0.52	2,184	100.0	100.0
9月	32,606	274,194	13,697	122,185	46	6.6	32,291	17,860	0.55	2,001	100.6	100.3
10月	32,626	274,184	13,681	122,327	36	5.3	31,615	17,934	0.57	2,076	100.7	100.6
11月	32,632	275,269	13,717	122,627	34	4.9	31,021	18,242	0.59	2,256	100.8	100.7
12月	32,639	275,748	13,817	123,591	33	4.8	30,121	17,730	0.59	1,905	100.7	100.8
26年1月	32,504	275,627	13,957	124,547	31	4.5	28,122	17,140	0.61	1,735	100.5	100.9
2月	32,475	273,618	13,831	124,481	33	4.8	28,892	18,360	0.64	1,618	100.4	100.7
資料出所	県統計課						沖縄労働局				県統計課	

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年3月	146.7	149.5	134.2	138.5	12.5	11.0	307,091	246,023	289,471	228,594	17,620	17,429
4月	154.0	155.4	141.3	145.2	12.7	10.2	303,216	233,982	292,839	229,562	10,377	4,420
5月	149.3	150.4	137.2	140.9	12.1	9.5	297,852	231,058	288,359	227,398	9,493	3,660
6月	152.1	151.1	140.0	141.9	12.1	9.2	666,226	454,831	348,800	281,825	317,426	173,006
7月	154.3	153.8	141.9	144.5	12.4	9.3	503,316	351,004	348,119	280,643	155,197	70,361
8月	148.0	153.5	136.0	143.8	12.0	9.7	360,047	301,218	348,361	281,230	11,686	19,988
9月	147.2	147.8	134.9	138.6	12.3	9.2	356,452	282,616	348,661	279,452	7,791	3,164
10月	152.8	151.9	140.0	142.5	12.8	9.4	360,498	283,670	351,507	280,374	8,991	3,296
11月	153.5	151.9	140.5	142.1	13.0	9.8	377,631	288,928	350,985	282,850	26,646	6,078
12月	148.8	150.4	135.5	140.1	13.3	10.3	655,363	449,924	289,808	227,928	365,555	221,996
26年1月	141.6	145.8	129.1	135.4	12.5	10.4	298,937	229,581	287,768	227,855	11,169	1,726
2月	145.3	145.7	132.7	135.5	12.6	10.2	292,084	229,804	288,502	224,992	3,582	4,812
資料出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」126号 200
(琉球労働から通巻199号)

2014年6月30日

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei.indexhtml>

発行人／伊集 直哉

印刷所／有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716
